

前払式証券の規制等に関する法律施行令 (平成二年政令第九十三号)

(傍線の部分は改正部分)

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第四条 法第三条第二号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 自動車検査独立行政法人</p> <p>二 日本中央競馬会及び日本放送協会</p> <p>三 港務局及び地方道路公社</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第四条 法第三条第二号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>(新設)</p> <p>一 日本中央競馬会及び日本放送協会</p> <p>二 港務局及び地方道路公社</p>